

令和4年度 幼保連携型認定こども園田野っ子 入園申込みのしおり



幼保連携型認定こども園はこんな施設です

幼保連携型認定こども園は、1つの施設に保育所と幼稚園の両方の機能をあわせ持った施設です。

田野町には、保育所と幼稚園が1施設ずつありましたが、南海トラフ地震に備えて、中学校東側にある高台に移転することとなりました。この移転を機に、保育所と幼稚園を認定こども園という1つの施設に統合します。これまで幼稚園しか選択肢がなかった3～5歳児のお子様で、保育を必要としているご家庭の方は、本施設で保育所と同等のサービスを利用できます。

令和4年度の認定こども園田野っ子への入園希望を下記のとおり受け付けます。

令和4年4月1日入所の申込み受付期間

令和3年11月22日（月）～12月17日（金） 8:30～17:30

※土、日、祝日は受付できません。

申込書提出先・お問い合わせ

〒781-6410 高知県安芸郡田野町1456-42

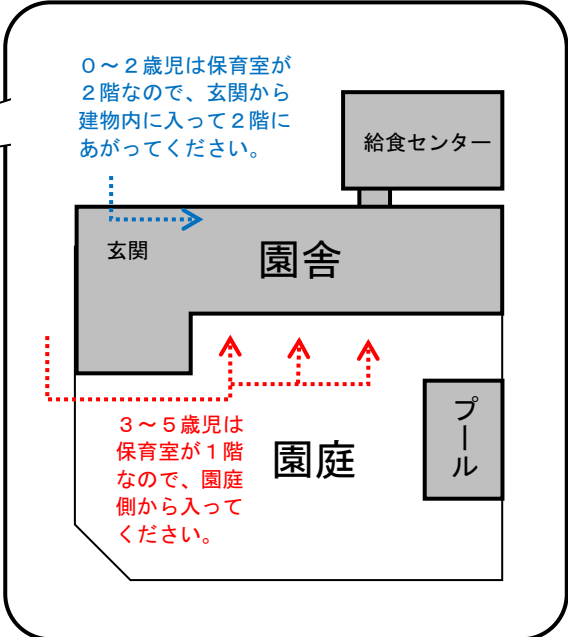
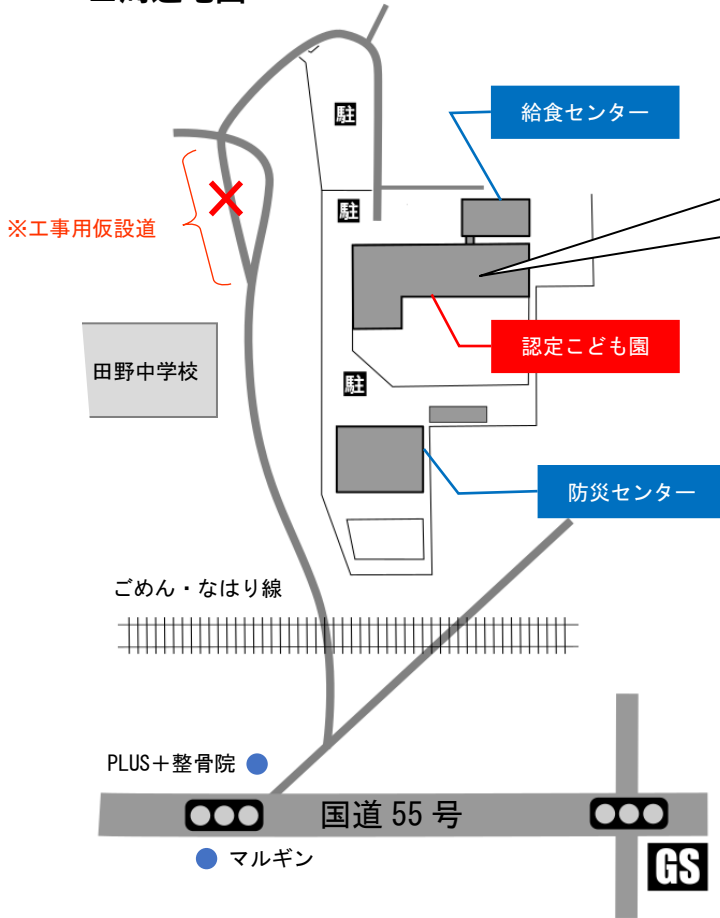
田野町教育委員会事務局 認定こども園担当

（電話）0887-38-2511

（FAX）0887-38-7000

（メール）kyoiku@town.kochi-tano.lg.jp

■周辺地図

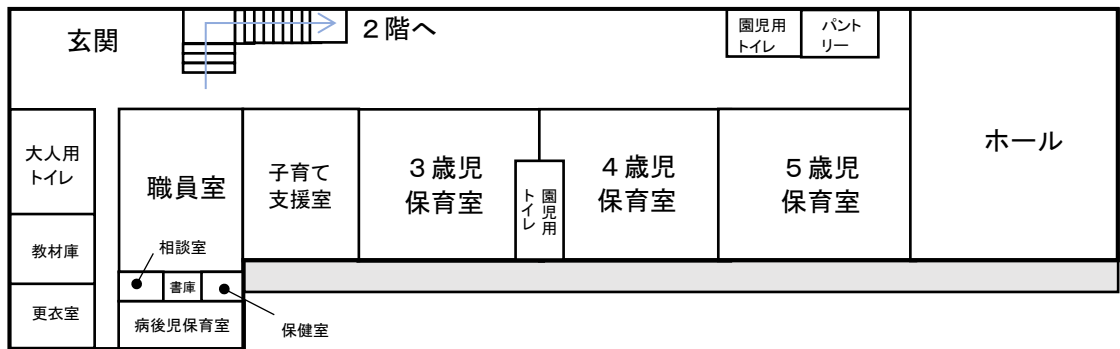


※工事用仮設道について

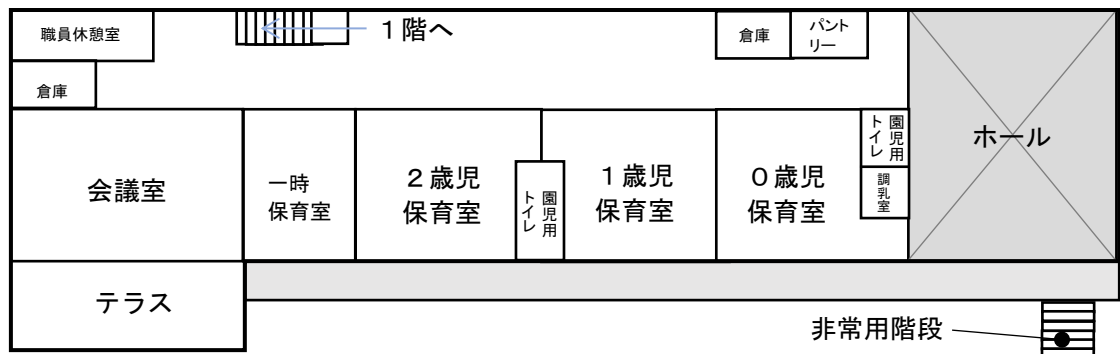
現在、高台へ直線的にアクセスできる道路がありますが、あれは工事車両用の仮設道であり、令和4年度に正式な道路として再整備を行う計画となっております。再整備工事が始まりましたら、工事期間中、仮設道は通れなくなりますので、あらかじめご了承ください。※工事が始まるまでは通行可能です。

■園舎平面図

1階



2階



1. 認定の種類と保育の必要性について

認定こども園に入園するためには、1～3号の認定を受ける必要があり、保護者の就労等の状況により町が認定します。

認定区分	年 齢	認定要件
1号	3～5歳児	なし
2号	3～5歳児	保護者に就労等の保育を必要とする事由がある
3号	0～2歳児 ※0歳児は生後6か月から利用可能	

○2号・3号認定に係る「保育を必要とする事由」及び「入園期間・保育時間」

入園期間は最長1年間（当該年度末まで）です。翌年度も継続して利用される場合は再度手続き（現況届）が必要となります。手続方法は5ページを参照ください。

保育を必要とする事由	入園期間	保育時間
月48時間以上の就労	当該年度末まで	月120時間未満 短時間 月120時間以上 標準時間
妊娠・出産	産前産後 各8週間	標準時間
疾病・障害	医師の診断書等に記載されている療養等の期間	標準時間
親族の看護・介護	医師の診断書等に記載されている看護・介護期間	標準時間
災害復旧	復旧に要する期間	標準時間
求職活動	3ヶ月	短時間
就学または職業訓練	卒業または修了の日まで	標準時間
育児休業（継続児のみ）	育児休業終了日まで	短時間
その他町長が必要と認める場合	町長の認める期間	事由に応じて決定

※育児休業の「継続児」は、育児休業取得前から入園している兄弟姉妹を指します。

2. 利用時間

認定区分	時間区分	時間
1号	教育標準時間	月、火、木、金曜日 午前8時30分～午後2時 水曜日 午前8時30分～午後1時
2号・3号	保育標準時間	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後6時30分
	保育短時間	月曜日～土曜日 午前8時～午後4時

○2号・3号認定児の土曜日利用について

- ・給食がありませんので弁当持参になります。
- ・利用される場合は、利用週の木曜日までに利用申込みが必要です。(毎回必要)

3. 休園日

対象	休園日・休園期間
全 員	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日 ・12月29日から翌年1月3日まで
1号のみ	・土曜日 ・学年始休業日 4月1日から4月6日まで ・夏季休業日 7月21日から8月31日まで ・冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで ・学年末休業日 3月25日から3月31日まで

4. 令和4年度の入園式及び利用開始日

入 園 式 令和4年4月8日(金) 予定

利用開始日 1号認定 入園式の日から

2号・3号認定 令和4年4月1日(金) から

5. 利用料金

利用料金は、田野町に住所を有し、現に居住しているお子様については、無料です。但し、写真代や月間絵本代、教材費、保育用品代等の実費負担はあります。

6. 一日の生活の流れ

	3～5歳児		0～2歳児
	1号認定	2号認定	3号認定
開園	7:30～ 【2号認定】早朝保育を受ける		7:30～ 早朝保育を受ける
登園	8:30～ 登園し挨拶をする 持ち物の始末をする		8:00～ 登園し挨拶をする 持ち物の始末をする
活動	9:00 好きな遊び 先生や友達と一緒に楽しむ活動 異年齢の友達とかかわる生活や遊び 自然や動物、植物に親しむ活動 目的をもって考えたり工夫したりする活動 等		9:00 好きな遊び 午前のおやつ 人や物、環境に刺激を受けて遊ぶ 体を動かして遊ぶ 絵本読み聞かせ 等
給食	11:30 配膳・給食 歯みがき		11:10 給食準備・給食 歯みがき
午睡	13:00 絵本読み聞かせ等 降園活動		12:30 午睡
降園	14:00 降園	13:30 午睡 15:30 起床・おやつ 自ら選んで行う活動 16:00 順次降園	15:00 起床・午後のおやつ 好きな遊び 16:00 順次降園
閉園	18:30		18:30

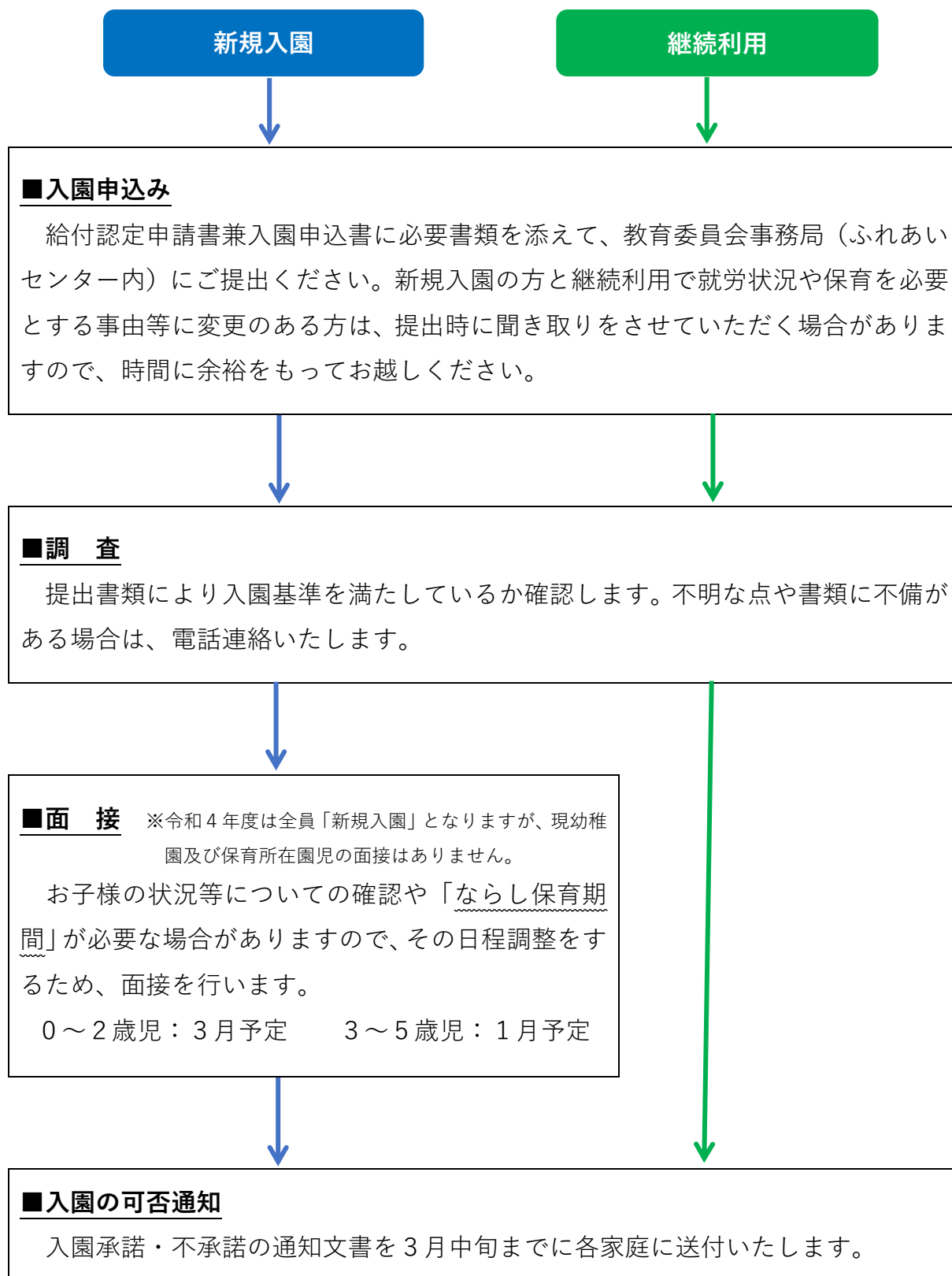
○3～5歳児の日中活動について

本施設は、幼保連携型認定こども園ですので、1号認定児・2号認定児ともに同じ活動（幼稚園と同等の教育活動）を実施するようにしています。

7. 手続きの流れ

認定こども園は、入園期間が1年間となっていますので、新規入園の方、継続して利用される方、どちらも年度ごとに入園申込書の提出が必要です。

※入園申込みの必要書類は、次ページに記載しています。



8. 入園申込みに必要な書類等

(1) 1号認定〔3～5歳児で保育を必要としない方〕

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 認定こども園入園申込書
- ②提出者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③世帯員全員の個人番号が確認できる書類等

マイナンバーカードまたは個人番号が記載された住民票

※注：制度改正により「個人番号通知書（通知カード）」は個人番号の確認書類として使用できなくなりました。

(2) 2号・3号認定〔0～5歳児で保護者に就労等の保育を必要とする事由がある方〕

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 認定こども園入園申込書
- ②提出者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③世帯員全員の個人番号が確認できる書類等

マイナンバーカードまたは個人番号が記載された住民票

※注：制度改正により「個人番号通知書（通知カード）」は個人番号の確認書類として使用できなくなりました。

- ④保育を必要とする事由が確認できる書類

※年度途中で保育を必要とする事由が変更となった場合は、事由に対応した書類の再提出が必要となりますので、必ず教育委員会にご連絡ください。

事由	必要書類
就 労	就労証明書（雇用主に依頼） * 自営業、農業、漁業等の方は居住地区の民生委員に依頼
疾 病	病気・ケガ等の診断書
障 害	障害者手帳（状況が確認できる部分をコピーさせていただきます）
介護・看護	就労等証明書（居住地区の民生委員に依頼）
災 害 復 旧	り災証明書等、被害状況のわかる書類
求 職 活 動	ハローワーク発行の求職状況証明書
就 学	入学通知書、在学証明書等
妊娠・出産	母子健康手帳（状況が確認できる部分をコピーさせていただきます）
そ の 他	保育を必要とする状況が確認できるもの

一時預かり事業（幼稚園型）のご案内

3～5歳児の保育を必要としない方（1号認定）で、突発的な所用により、教育標準時間外に保育が必要となった場合、こども園の開園時間（午前7時30分～午後6時30分）を上限として、一時預かり事業を利用できます。

利用にあたりましては、事前に園にご連絡いただくとともに「保育を必要とする事由」が確認できる書類等が必要となりますので、下記の例を参考にご準備ください。なお、国の幼児教育・保育の無償化の対象事業ですので利用料は無料です。

（注）本事業は、年に数回程度という一時預かり利用を希望される方のための事業です。日常的に教育標準時間外にお子様をお預かりしなければいけないような状況の方は、2号認定で本施設をご利用くださいますようお願いいたします。3～5歳児は1号認定・2号認定ともに国の施策により利用料は無料です。

例1：父親が就労、母親が園への送り迎えをしている家庭で、母親が祖父の病院受診のため一時預かりを利用する場合。

〔事前提出〕 父親の就労証明書

〔利用時〕 母親が不在であることが確認できる書類等

⇒祖父の受診予定が確認できる書類、地区の民生委員の証明等

例2：父親が自営業で園への送り迎えをしており、母親が就労している家庭で、父親が県外出張ででかけるため一時預かり事業を利用する場合。

〔事前提出〕 母親の就労証明書

〔利用時〕 父親の出張の予定が確認できるもの

⇒航空機チケット、宿泊予約確認書、地区の民生委員の証明等

メモ